



栃木県公報

平成 27 年
3月13日(金)
第2663号

目 次

規 則

- 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正..... 203
- 栃木県建設工事等執行規則の一部改正..... 204

告 示

- 木材業者の登録..... 204
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 204
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定..... 205
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 206
- 道路の区域の変更..... 206
- 道路の供用開始..... 207
- 都市計画事業計画の変更認可..... 207
- 同..... 208
- 同..... 208

公 告

- 基本測量の実施..... 209
- 公共測量の終了..... 209
- 土地区画整理事業の換地処分の届出..... 209

監 査 委 員

- 監査結果の公表..... 210
- 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等の監査結果の公表..... 213

正 誤

- 第2650号中..... 216

規 則

栃木県規則第三号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 信一

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年栃木県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十六の項中「三十の項第三十二号」を「三十の項第十八号」に改め、第五号を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年栃木県条例第五号）による改正前の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する

条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）別表第二の三十の項及び改正前の第二条の表二十六の項の規定により宇都宮市長が受理した医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成十六年栃木県規則第六十一号）第九条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項の規定による届出済証の交付申請書の知事への送付及び当該届出済証の交付については、なお従前の例による。

(行政改革推進室)

栃木県規則第四号

栃木県建設工事等執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県建設工事等執行規則の一部を改正する規則

栃木県建設工事等執行規則（昭和四十八年栃木県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「（その額が三億円を超える場合にあつては、三億円（知事が特に認める場合にあつては、知事が認める額））」を削り、同項の表第一号中「第三項」を「次項」に、「を次のイからハまでに掲げる額の区分によつて区分し、当該区分に応ずるイからハまでに定める率を順次適用して計算した額の合計額」を「に百分の四十を乗じて得た額」に改め、同号イからハまでを削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の表第一号」を「前項の表第一号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条の表第十二条第二項の項を削る。

附則第三項中「、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、「百分の十」とあるのは「百分の二十」と」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
2 改正後の第十二条及び附則第三項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約（施行日前に締結した契約の前金払に係る条項について施行日以後に変更するための契約を含む。）に係る前金払について適用する。

(監理課)

告 示

栃木県告示第85号

栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第5条第2項の規定により、次の者に木材業者登録証を交付したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年3月13日

栃木県知事 福田 富一

Table with 6 columns: 登録年月日, 登録番号, 氏名, 住所, 営業所又は工場, 業務の態様. Row 1: 平成27年2月26日, 5171, 株式会社中川製材所 代表取締役 中川 丹重, 那須塩原市高林 84-1, 株式会社中川製材所, 左記の住所に同じ, 素材, 製材, 特殊用材.

(林業振興課)

栃木県告示第86号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成27年3月13日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0971301130	株式会社やまぶき荘 代表取締役 大島 栄子	やまぶき荘	那須塩原市塩野崎347 番地4	平成27年 3月1日	訪問介護
0971301148	合同会社友里 代表社員 鈴木 里子	友里訪問介護事業所	那須塩原市下永田四丁 目3番地	平成27年 3月1日	訪問介護
0970202883	株式会社めいび 代表取締役 小林 知史	らくらくデイサービ スきりの郷	足利市福富町976番地 6	平成27年 3月1日	通所介護
0970301719	株式会社かくまつ 代表取締役 栗林 正信	蔵の街リハビリデイ サービス	栃木市泉町23番10号	平成27年 3月1日	通所介護
0970802161	有限会社アスト工芸 代表取締役社長 内田 進一	ケアハウス輝らら	小山市間々田588番地 1	平成27年 3月1日	通所介護
0971301122	株式会社康永 代表取締役 本田 康夫	サカエの里	那須塩原市西赤田323 番地411	平成27年 3月1日	通所介護
0972100663	社会福祉法人幸知会 理事長 角田 實	リライトータス	河内郡上三川町下神主 249番地1	平成27年 3月1日	通所介護
0972600654	株式会社K 代表取締役 二階堂 敬	デイサービスセン ターにこにこ元気	塩谷郡高根沢町宝石台 四丁目6番地12	平成27年 3月1日	通所介護

栃木県告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成27年3月13日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0972701056	株式会社ケアプランコ スモス 代表取締役 大川原 真理子	株式会社ケアプラン コスモス	芳賀郡益子町益子3659 番地栗崎ハイツ103号 室	平成27年 1月1日	居宅介護 支援
0970202875	社会福祉法人城山三友 会 理事長 帆足 章	居宅介護支援事業所 ほほえみ	足利市堀込町1648番地 1	平成27年 3月1日	居宅介護 支援

栃木県告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成27年3月13日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名 称	所 在 地		
0971301130	株式会社やまぶき荘 代表取締役 大島 栄子	やまぶき荘	那須塩原市塩野崎347 番地4	平成27年 3月1日	介護予防 訪問介護
0971301148	合同会社友里 代表社員 鈴木 里子	友里訪問介護事業所	那須塩原市下永田四丁 目3番地	平成27年 3月1日	介護予防 訪問介護
0970202883	株式会社めいび 代表取締役 小林 知史	らくらくデイサービ スきりの郷	足利市福富町976番地 6	平成27年 3月1日	介護予防 通所介護
0970301719	株式会社かくまつ 代表取締役 栗林 正信	蔵の街りハビリデイ サービス	栃木市泉町23番10号	平成27年 3月1日	介護予防 通所介護
0970802161	有限会社アスト工芸 代表取締役社長 内田 進一	ケアハウス輝らら	小山市間々田588番地 1	平成27年 3月1日	介護予防 通所介護
0971301122	株式会社康永 代表取締役 本田 康夫	サカエの里	那須塩原市西赤田323 番地411	平成27年 3月1日	介護予防 通所介護
0972100663	社会福祉法人幸知会 理事長 角田 實	リライフトータス	河内郡上三川町下神主 249番地1	平成27年 3月1日	介護予防 通所介護
0972600654	株式会社K 代表取締役 二階堂 敬	デイサービスセン ターにこにこ元気	塩谷郡高根沢町宝石台 四丁目6番地12	平成27年 3月1日	介護予防 通所介護

(高齢対策課)

栃木県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月13日から同年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路線名 294号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前A	那須郡那珂川町小川127から 那須郡那珂川町小川2639まで	5.0～18.1	2,065.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	那須郡那珂川町小川127から 那須郡那珂川町小川2429-1まで	11.6～53.0	3,020.0	
	後	那須郡那珂川町小川127から 那須郡那珂川町小川2429-1まで	11.6～53.0	3,020.0	

II

道路の種類 一般国道

路 線 名 400号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前	那須郡那珂川町小川570-21から 那須郡那珂川町小川2639まで	5.0～50.0	2,485.0	
	後	那須郡那珂川町小川570-21から 那須郡那珂川町小川2429-1まで	11.6～53.0	2,600.0	

III

道路の種類 一般国道

路 線 名 461号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前	矢板市幸岡字道満1776-6から 矢板市幸岡字高内前384-1まで	6.5～16.0	779.0	
	後	矢板市幸岡字道満1776-6から 矢板市幸岡字高内前384-1まで	9.5～16.0	779.0	

栃木県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月13日から同年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月13日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
/	一般国道294号	芳賀郡茂木町大字千本1484-5から 芳賀郡茂木町大字千本1378-2まで	平成27年3月13日
/	一般国道461号	矢板市幸岡字道満1776-6から 矢板市幸岡字高内前384-1まで	平成27年3月13日

(道路保全課)

栃木県告示第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により昭和54年栃木県告示第853号大田原都市計画下水道事業大田原公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成27年3月13日

栃木県知事 福 田 富 一

1 施行者の名称

大田原市

2 都市計画事業の種類及び名称

大田原都市計画下水道事業大田原公共下水道

3 事業施行期間

昭和54年9月14日～平成34年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和54年栃木県告示第853号、昭和57年栃木県告示第497号、昭和61年栃木県告示第290号、昭和61年栃木県告示第660号、昭和62年栃木県告示第296号、平成5年栃木県告示第204号、平成9年栃木県告示第90号、平成11年栃木県告示第104号、平成17年栃木県告示第281号及び平成23年栃木県告示第206号の事業地のうち、大田原市上石上地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

栃木県告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により平成12年栃木県告示第609号宇都宮都市計画下水道事業芳賀町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成27年3月13日

栃木県知事 福 田 富 一

1 施行者の名称

芳賀町

2 都市計画事業の種類及び名称

宇都宮都市計画下水道事業芳賀町公共下水道

3 事業施行期間

平成12年11月2日～平成32年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

平成12年栃木県告示第609号、平成16年栃木県告示第89号、平成22年栃木県告示109号の事業地のうち、大字祖母井字上横町、宇西町、宇古屋敷、字内町及び字杉並において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

栃木県告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成11年栃木県告示第721号那珂川都市計画下水道事業那珂川町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成27年3月13日

栃木県知事 福 田 富 一

1 施行者の名称

那珂川町

- 2 都市計画事業の種類及び名称
那珂川都市計画下水道事業那珂川町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成11年12月24日～平成34年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

(都市整備課)

公 告

○基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年3月13日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び国土広域情報修正測量）
- 2 作業地域
管内全域
- 3 作業期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

○公共測量の終了

平成26年7月22日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、常陸河川国道事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年3月13日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（修正測量 レベル2500）
- 2 作業地域
那珂川水系（那須烏山市、茂木町及び那珂川町）
- 3 作業期間
平成26年4月10日から平成27年2月27日まで

(監理課)

○土地区画整理事業の換地処分の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、宇都宮都市計画事業平松本町第三土地区画整理事業の地区内の土地について次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年3月13日

栃木県知事 福田 富一

- 1 換地処分の年月日

平成27年1月20日

2 換地処分の内容

平成26年12月25日付け栃木県指令都計第459号で認可した換地計画のとおり。

(都市計画課)

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年3月13日

栃木県監査委員	板	橋	一	好
同	若	林	和	雄
同	金	井	弘	行
同	石	崎		均

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

監査実施月	監 査 対 象 期 間	備 考
平成27年1月	平成25年度 平成25年度及び平成26年度（9月末現在） 平成25年度及び平成26年度（10月末現在） 平成25年度及び平成26年度（11月末現在）	給与事務（児童手当を含む。）については予備監査実施日まで
平成27年2月	平成25年度及び平成26年度（11月末現在）	県土整備部の監査対象期間は平成25年度

第3 監査の結果

(県土整備部)

監査対象機関名	監査年月日	監 査 の 結 果 及 び 意 見
烏山土木事務所	平成27年1月9日	委託事務のうち、砂防施設づくり事業費（補助）に係る地すべり調査業務委託の設計積算において、単価の適用日を誤ったため、設計額が過小となっているものが1件126千円あった。
栃木土木事務所	平成27年1月16日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼土木事務所	平成27年1月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡土木事務所	平成27年1月27日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安足土木事務所	平成27年1月27日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮土木事務所	平成27年1月30日	工事事務のうち、安全な川づくり事業費（補助）に係る堤防工事の設計積算において、共通仮設費率及び現場管理費の補正に当たり、市街地補正区分の適用誤りにより、設計額が過小となっているものが1件357千円あった。

(教育委員会)

監査対象機関名	監査年月日	監 査 の 結 果 及 び 意 見
足利南高等学校	平成27年1月9日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

足利工業高等学校	平成27年1月9日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
高根沢高等学校	平成27年1月9日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利特別支援学校	平成27年1月9日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利中央特別支援学校	平成27年1月9日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
南那須特別支援学校	平成27年1月9日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼南高等学校	平成27年1月13日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼商工高等学校	平成27年1月13日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
上三川高等学校	平成27年1月13日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山高等学校	平成27年1月13日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
壬生高等学校	平成27年1月13日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡高等学校	平成27年1月13日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
茂木高等学校	平成27年1月16日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
烏山高等学校	平成27年1月16日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮南高等学校	平成27年1月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮工業高等学校	平成27年1月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木工業高等学校	平成27年1月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木商業高等学校	平成27年1月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮東高等学校 （「宇都宮東高等学校附属中学校」を含む。）	平成27年1月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮清陵高等学校	平成27年1月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
のぞわ特別支援学校	平成27年1月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
富屋特別支援学校	平成27年1月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
上都賀教育事務所	平成27年1月27日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
下都賀教育事務所	平成27年1月27日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須教育事務所	平成27年1月27日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安足教育事務所	平成27年1月27日	給与事務のうち、勤勉手当において、勤務期間の算定に当たり傷病休暇の除算を誤ったため、支給不足となっているものが1件59,777円あった。
河内教育事務所	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
芳賀教育事務所	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
塩谷南那須教育事務所	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮北高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮女子高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮中央女子高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮商業高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

鹿沼東高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市工業高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
石橋高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山南高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山西高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山北桜高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小南城南高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
学悠館高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木翔南高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野高等学校 （「佐野高等学校附属中学校」を含む。）	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野松桜高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利女子高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利清風高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡女子高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
益子芳星高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
馬頭高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原女子高等学校 （「大田原東高等学校」を含む。）	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒磯南高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板高等学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板東高等学校 （「矢板東高等学校附属中学校」を含む。）	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
盲学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
わかくさ特別支援学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
岡本特別支援学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
国分寺特別支援学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木特別支援学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
益子特別支援学校	平成27年1月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮白楊高等学校	平成27年2月16日	給与事務のうち、期末手当において、除算期間に含まれない育児部分休業を除算したことから、支給不足となっているものが1件108,009円あった。

さくら清修高等学校	平成27年2月16日	給与事務のうち、通勤手当において、特別休暇等により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった期間の手当を支給したため、過支給となっているものが1件78,150円あった。
聾 学 校	平成27年2月16日	給与事務のうち、期末手当において、除算期間に含まれない介護休暇を除算したことから、支給不足となっているものが1件282,394円あった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの

栃木県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年3月13日

栃木県監査委員 板 橋 一 好
 同 若 林 和 雄
 同 金 井 弘 行
 同 石 崎 均

監査対象機関名	監 査 年 月 日	監 査 対 象 年 度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
栃 木 県 土地開発公社	平成26年 10月31日	平成25年度	団体の運営状況及び次の債務保証に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・事業資金借入に係る債務保証	団体の運営及び債務保証に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 足利工業大学	平成26年 11月4日	平成25年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金 ・結核予防費補助金 ・幼稚園運営費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 幸福の科学学園	平成26年 11月11日	平成25年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 國學院大學 栃 木 学 園	平成26年 11月18日	平成25年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金 ・結核予防費補助金 ・幼稚園運営費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 みのり幼稚園	平成26年 12月19日	平成25年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・幼稚園運営費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 海城学園	平成26年 12月24日	平成25年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・結核予防費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

学 校 法 人 桜 が 丘 学 園	平成27年 1月13日	平成25年度	次の補助金に係る出納その他の 事務の執行状況 ・ 幼稚園運営費補助金	補助金に係る事業は、目的 に沿って適正に執行され たものと認められた。
一般財団法人 栃木県青年会館	平成26年 11月21日	平成25年度	公の施設の管理状況 ・ とちぎ青少年センター	公の施設の管理は、目的 に沿って適正に執行され たものと認められた。
たかはらの森 管理グループ	平成26年 11月11日	平成25年度	公の施設の管理状況 ・ 栃木県県民の森	公の施設の管理は、目的 に沿って適正に執行され たものと認められた。
公益社団法人 とちぎ環境・ みどり推進機構	平成27年 1月23日	平成25年度	次の補助金に係る出納その他の 事務の執行状況 ・ 緑化推進事業補助金 ・ グリーンアドバイザー活動事 業費補助金 ・ 林業労働力確保支援センター 事業費補助金 ・ 森林・林業人材育成加速化事 業費補助金	補助金に係る事業は、目的 に沿って適正に執行され たものと認められた。
学 校 法 人 獨 協 学 園	平成26年 11月4日	平成25年度	次の補助金に係る出納その他の 事務の執行状況 ・ 総合周産期母子医療センター運 営費補助金 ・ とちぎ子ども医療センター運 営費補助金 ・ ハイリスク分娩受入促進事業 費補助金 ・ 女性医師等就労支援事業費補 助金 ・ 臨床実習シミュレーター等設 備整備事業補助金 ・ 医師・看護師等住宅整備事業 費補助金 ・ 医療連携体制基盤整備事業 費補助金 ・ 救急救命士病院実習受入促 進費補助金 ・ 救急勤務医支援事業費補助 金 ・ 救命救急センター運営費補 助金 ・ ドクターヘリ導入促進事業 費補助金 ・ 新生児医療担当医確保支援 事業費補助金 ・ 小児医療施設設備整備費補 助金 ・ 周産期医療施設設備整備費 補助金 ・ 災害時医療提供体制確保事 業費補助金 ・ 地域医療に係る県民協働事 業費補助金 ・ 防災訓練等参加事業費補助 金 ・ ドクターヘリ要員研修支援 事業費補助金	補助金に係る事業は、目的 に沿って適正に執行され たものと認められた。

			<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設耐震化事業費補助金 ・看護師等養成所運営費補助金 ・新人看護職員研修事業費補助金 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 ・歯科保健医療事業費補助金 	
学 校 法 人 自 治 医 科 大 学	平成26年 11月18日	平成25年度	<p>次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合周産期母子医療センター運営費補助金 ・とちぎ子ども医療センター運営費補助金 ・ハイリスク分娩受入促進事業費補助金 ・女性医師等就労支援事業費補助金 ・臨床実習シミュレーター等設備整備事業補助金 ・医療連携体制基盤整備事業費補助金 ・救急勤務医支援事業費補助金 ・救命救急センター運営費補助金 ・新生児医療担当医確保支援事業費補助金 ・小児医療施設設備整備費補助金 ・周産期医療施設設備整備費補助金 ・災害拠点病院設備整備事業費補助金 ・防災訓練等参加事業費補助金 ・地域医療に係る県民協働事業費補助金 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 ・歯科保健医療事業費補助金 ・新人看護職員研修事業費補助金 ・感染症指定医療機関施設・設備整備費補助金 ・自治医科大学運営費負担金 	補助金等に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公 益 財 団 法 人 栃 木 県 臓 器 移 植 推 進 協 会	平成27年 1月30日	平成25年度	<p>団体の運営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資金 	団体の運営は、設立目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
那 須 町 商 工 会	平成26年 12月19日	平成25年度	<p>次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業経営支援事業費補助金 	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
真 岡 商 工 会 議 所	平成26年 12月24日	平成25年度	<p>次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業経営支援事業費補助金 	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

株式会社 システム ソリューション センターとちぎ	平成27年 1月16日	平成25年度	団体の運営状況 ・出資金	団体の運営は、設立目的 に沿って適正に執行された ものと認められた。
岩舟町商工会	平成27年 1月16日	平成25年度	次の補助金に係る出納その他の 事務の執行状況 ・小規模企業経営支援事業費補助 金	補助金に係る事業は、目的 に沿って適正に執行され たものと認められた。
栃 木 県 商工会 連 合 会	平成27年 1月20日	平成25年度	次の補助金に係る出納その他の 事務の執行状況 ・小規模企業経営支援事業費補助 金	補助金に係る事業は、目的 に沿って適正に執行され たものと認められた。
公益社団法人 栃木県畜産協会	平成27年 1月23日	平成25年度	団体の運営状況及び次の補助金 に係る出納その他の事務の執行状 況 ・出資金 ・畜産振興促進対策事業費補助金 ・養豚衛生管理体制推進事業費補 助金 ・総合食料対策事業費補助金 ・肉豚価格安定事業費補助金	団体の運営及び補助金に 係る事業は、設立目的等に 沿って適正に執行されたも のと認められた。
野 岩 鉄 道 株 式 会 社	平成26年 11月25日	平成25年度	次の補助金に係る出納その他の 事務の執行状況 ・野岩鉄道経営安定化補助金 ・第三セクター鉄道輸送対策事業 費補助金	補助金に係る事業は、目的 に沿って適正に執行され たものと認められた。
一般社団法人 栃 木 県 トラック協会	平成27年 1月27日	平成25年度	次の補助金等に係る出納その他 の事務の執行状況 ・トラック輸送高度化事業費補助 金 ・栃木県運輸事業振興助成交付金	補助金等に係る事業は、 目的に沿って適正に執行さ れたものと認められた。

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第2650号	50ページ	上から16行目	字立道東672- 2	字立道東672- 3